
第 5 次 広 陵 町 総 合 計 画

(重点プロジェクト (基本目標 3) 素案)

令和 3 年 12 月現在
広 陵 町

次期総合計画 基本計画素案
目 次

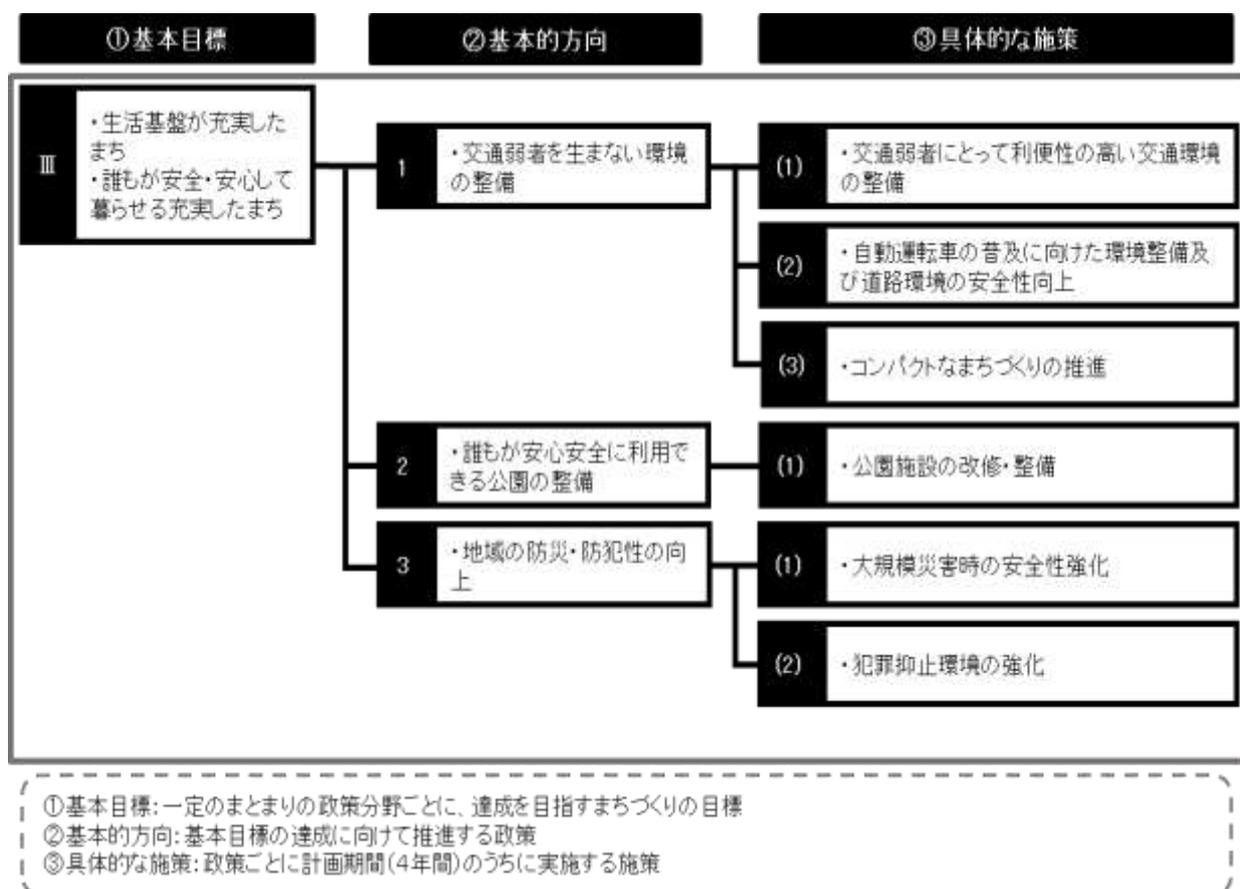
第4章 基本計画.....	1
1 重点プロジェクト（第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略）.....	1
（1）重点プロジェクトの体系.....	1
（2）重点プロジェクトの進捗管理.....	2
（3）基本目標別の施策.....	3
【基本目標Ⅲ】生活基盤が充実したまち・誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち	3

第4章 基本計画

1 重点プロジェクト（第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

（1）重点プロジェクトの体系

「重点プロジェクト」とは、人口減少問題への対応や地域経済の活力の維持・増進など、本町が将来にわたって活力ある地域社会を形成するために、限りある行政の経営資源（財源、職員、施設等）をより無駄なく最適に活用しながら、分野横断的かつ重点的・優先的に推進していく施策群を示したものであり、「第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に該当します。重点プロジェクトの体系は以下のとおりです。

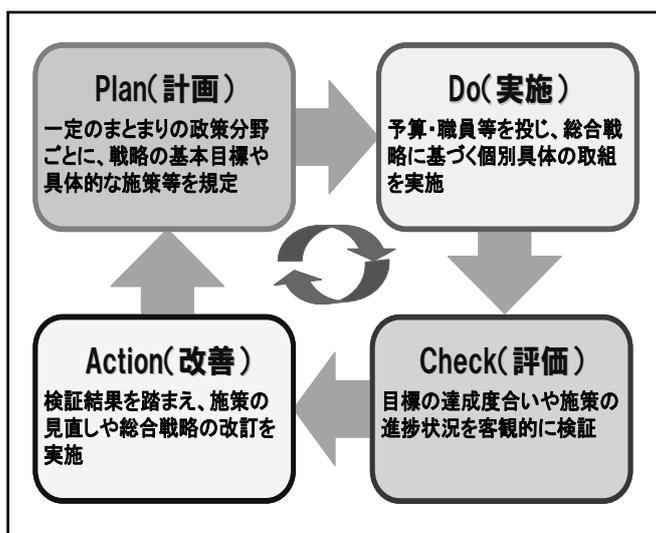


(2) 重点プロジェクトの進捗管理

国の「地方版総合戦略策定のための手引き（平成 27（2015）年 1 月）」では、総合戦略の策定後、実施した施策・事業の効果を客観的に検証し、必要に応じて施策の見直しや総合戦略を改訂するため、「Plan（計画）⇒Do（実施）⇒Check（評価）⇒Action（改善）」のPDCAサイクルを回していくことが必要とされています。

<総合戦略の進捗管理のイメージ>

出典：内閣府地方創生推進室「地方版総合戦略策定のための手引き（平成 27 年 1 月）」に基づき作成



このため、「重点プロジェクト」においても、策定後も継続的かつ客観的に目標の達成度合いと施策の進捗状況を検証するため、次表に示す通り、基本目標ごとに数値目標を、また、その配下に位置付けた具体的な施策ごとに重要業績評価指標（Key Performance Indicators）を設定し、必要に応じて施策の見直しや総合戦略の改訂に取り組むこととします。

<数値目標・重要業績評価指標の定義と活用方法>

名称	定義	活用方法
数値目標	基本目標ごとに、その達成度合いを検証するために設定	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標は、例えば「有効求人倍率」のように、国・都道府県・市区町村の施策・事業の成果が、総合的な結果として反映される場合があります。 この場合、数値目標の実績値を市単独の施策・事業で直接的にコントロールすることはできないため、目標値の達成が必ずしも前提とはなり得ません。 原則的に数値目標の実績値は、予算・職員等の限りある行政の経営資源のもと、基本目標の配下に位置付けた施策・事業の方向性（拡充・維持・縮減等）を見極めるための判断材料の1つとして活用します。
重要業績評価指標（KPI）	具体的な施策ごとに、その進捗状況を検証するために設定	<ul style="list-style-type: none"> 指標の実績値は、施策が当初の狙い通りに成果を生み出し、目標の達成に寄与しているのかを検証するために活用します。 狙い通りの成果を生み出していない場合や、目標の達成に対する寄与度が低い場合には、その要因を分析し、見直し方策を検討します。

(3) 基本目標別の施策

【基本目標Ⅲ】生活基盤が充実したまち・誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち

【Ⅲ-1】数値目標

目標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (目標年)
町に今後も「住みたい」、「どちらかといえば住みたい」人の割合	%	住民アンケート調査	72.9 (令和元年度)	80.0 (令和7年度)
交通事故、自然災害、犯罪の死亡者数	人	安全安心課資料	2 (令和2年度)	0 (令和7年度)

【Ⅲ－２】基本的方向及び具体的な施策

基本的方向 1 交通弱者を生まない環境の整備

<基本的方向>

地域に暮らす誰もが交通弱者にならず不便なく生活できるよう、あらゆる世代にとって利便性の高いコンパクトなまちづくりを進めつつ、道路環境の整備等を通じて安全安心な住環境を整備します。

<具体的な施策>

(1) 交通弱者にとって利便性の高い交通環境の整備

年少者や高齢者などの移動制約がある住民や、当町のベッドタウン機能の維持をはかるために通勤者などの移動制約の少ない住民に対して、不便を感じることなく移動できるよう、輸送資源を総動員させ、より利便の良い公共交通体系を整え、移動しやすい環境を整えます。

<重要業績評価指標>

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	道路・交通網の充実に関して「やや不満」・「不満」・「非常」に不満と回答する人の割合	%	企画政策課資料	35.4 (令和元年度)	30.0 (令和7年度)
2	コミュニティバス及び路線バスでの大和高田駅接続便数	便	企画政策課資料	41 (令和2年度)	41 (令和7年度)
3	広陵元気号の1日平均利用者数	人	企画政策課資料	84 (令和2年度)	150 (令和7年度)
4	民間バス路線の1日平均利用者数(真美ヶ丘線)	人	企画政策課資料	3,445 (令和2年度)	3,500 (令和7年度)
5	民間バス路線の1日平均利用者数(竹取公園東系統)	人	企画政策課資料	492 (令和2年度)	500 (令和7年度)
6	バス利用促進に向けた民間事業者との連携数	社	企画政策課資料	4 (令和3年度)	6 (令和7年度)
7	町独自で実施する公共交通に関する普及啓発活動(モビリティ・マネジメント)回数	回	企画政策課資料	1 (令和3年度)	3 (令和7年度)
8	交通事業者との連携・協働による公共交通の活用に向けた啓発活動回数	回	企画政策課資料	5 (令和3年度)	10 (令和7年度)

<具体的な取組>

対応指標	具体的な取組
—	◆地域の輸送資源を総動員した公共交通体系の構築
—	◆公共交通相互の連携とサービスの向上による住民の移動利便性の増進
2	◆主要駅へ接続する公共交通ネットワークの維持・充実
3	◆広陵元気号のルート・ダイヤの定期的な見直し

4、5	◆真美ヶ丘及び在来地域を運行する民間路線バスの運行維持
6	◆バス利用促進に向けた民間事業者との連携拡充
7	◆地域公共交通周知のための普及啓発活動（モビリティ・マネジメント）の実施
8	◆交通事業者との連携・協働による住民の公共交通の活用に向けた啓発活動の実施

（２）自動運転車の普及に向けた環境整備及び道路環境の安全性向上

町における将来的な自動運転車の普及を見据え、都市計画道路や狭あい道路が多い在来地域の道路環境整備に取り組み、高齢者から子どもまで幅広い世代が事故に巻き込まれない安全な通行環境の整備を進めます。

<重要業績評価指標>

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	在来地域における町が管理する道路施設に起因する事故件数	件	道路管理の瑕疵による損害賠償の件数	0 (令和2年度)	0 (令和7年度)
2	都市計画道路の整備率	%	都市整備課資料	62 (令和3年度)	65 (令和7年度)
3	町道のうち幅員 4.5m未満の道路割合	%	都市整備課資料	43 (令和3年度)	42 (令和7年度)
4	在来地域における歩道の改良率	%	規格改良済み(バリアフリー化)の歩道延長 ÷ 歩道総延長 × 100	4 (令和3年度)	6 (令和7年度)
5	既存橋梁のうち、Ⅲ(早期措置段階)・Ⅳ(緊急措置段階)判定施設数	橋	Ⅲ判定施設: 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態 Ⅳ判定施設: 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 都市整備課資料	Ⅲ判定施設: 11 Ⅳ判定施設: 0 (令和2年度)	Ⅲ判定施設: 0 Ⅳ判定施設: 0 (令和7年度)
6	自転車ネットワーク計画で定めた自転車専用通行帯整備延長	Km	都市整備課資料	1.7 (令和2年度)	5.0 (令和7年度)
7	運転免許自主返納者支援事業申請者数(累計)	件	安全安心課資料	157 (令和2年度)	500 (令和7年度)

<具体的な取組>

対応指標	具体的な取組
2	◆住民生活及び機能的な都市活動を支える重要な基盤施設の1つとして、今後も引き続き、都市計画道路の整備を推進

3	◆狭あい道路の拡幅による通行環境の整備
4	◆バリアフリー化の推進等による高齢者や障がいのある方を含めた誰もが安全・安心に通行できる歩行空間の確保
5	◆老朽化した道路や橋梁に対して優先順位づけを行い、計画的で効率的な点検・補修等を推進
6	◆自転車専用交通帯の整備
7	◆高齢者が加害者となる交通事故の未然防止に向けた、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりの推進
—	◆学校、保護者、道路管理者、警察等との連携・協働による通学路の交通安全の確保

(3) コンパクトなまちづくりの推進

自動車等の移動手段が限られる高齢者にとっても利便性の高い地域を目指し、公共施設の機能を集約化し最小限の移動で生活が完結するコンパクトなまちづくりを推進します。

<重要業績評価指標>

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	市街化区域内の低未利用地の面積	ha	用途に供されていない空地、空き家・空き店舗の存する土地等	7.3 (令和2年度)	6.3 (令和7年度)
2	DID地区 ¹ の面積及び人口密度	km ² 人/km ²	国勢調査	3.40 6,221 (平成27年 10月1日 現在)	3.40 6,221 (令和7年度)

<具体的な取組>

対応指標	具体的な取組
—	◆市街化区域内の低未利用地の抑制に向けて、都市計画マスタープラン ² の改定や立地適正化計画 ³ の策定
—	◆市街化調整区域における乱開発を適切に抑制するため、都市計画法第34条第11号に基づく規定の見直しを検討
—	◆各地区の特性や実情に応じた土地利用の誘導を図り、良好な居住環境の維持・向上に向け、良好な景観の保全・形成を推進
—	◆公共施設の機能集約に向けた施設機能のあり方の検討
—	◆各施設の機能や利用状況を十分に考慮し、類似あるいは重複する機能の統廃合、複合化の検討
—	◆行政の管理・監督責任を適切に果たしながら、公共施設の維持管理及び運営に民間事業者等のノウハウを積極的に活用し、より効果的・効率的な行政サービスを実現

¹ 原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。

² 都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、用途地域や地区計画、都市計画施設等の都市計画に定める事項は、本プランに基づき定めることとされている。

³ 居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして都市計画マスタープランの高度化版と位置づけられている計画。

基本的方向 2 誰もが安全安心に利用できる公園の整備

<基本的方向>

子どもから高齢者まで誰もが安全安心に集える公園を整備し、公園エリアのにぎわいの創出に向けた環境整備を進めます。

<具体的な施策>

(1) 公園施設の改修・整備

幅広い世代が安心して過ごせる公園エリアを整備するため、老朽化した公園施設の改修を進めつつ、交流やイベント開催のプラットフォームとなる環境を整備します。

<重要業績評価指標>

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	日常的に公園を利用する人	人	住民アンケート調査	令和4年度 以降に把握	現状値+5% (令和7年度)
2	竹取公園の利用者数	人	都市整備課資料	令和3年度 に調査予定 (令和3年度)	現状値+10% (令和7年度)
3	既存公園のうち、ランク C・D 判定の施設数	施設	公園長寿命化修繕計画 ランクC:全体的に劣化 が進行している施設 ランクD:全体的に劣化 が顕著な施設	ランクC:130 ランクD: 32 (平成26年度)	ランクC:113 ランクD: 21 (令和7年度)
4	地域住民が維持管理を実施 する公園数	件	都市整備課資料	0 (令和3年度)	2 (令和7年度)

<具体的な取組>

対応指標	具体的な取組
2	◆広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画に基づいたハード・ソフト事業の展開
3	◆老朽化した公園施設の改修
4	◆既存の公園や緑地及びその周辺について、それぞれの特性に応じた効率的・効果的な維持管理が行えるよう、地域住民が主体となって除草や清掃等の美化活動に取り組める体制づくりを推進

＜基本的方向＞

大規模災害時の安全性を確保し、地震等の災害発生時の被害を最小限に抑えるとともに、町に住む誰もが犯罪の加害者にも被害者にもならない犯罪抑止環境の強化を進め、安全安心に生活できるまちを目指します。

＜具体的な施策＞

(1) 大規模災害時の安全性強化

公共施設や住宅の安全性の確保、空き家の倒壊防止に向けた所有者への働きかけ、防災情報の発信体制の整備を通じて、地震等の災害発生時の被害を最小限に抑えます。

＜重要業績評価指標＞

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	劣化状況 D 判定の施設数	件	広陵町公共施設長寿命化(保全)計画 ランク D: 早急に対応する必要がある施設、経過年数に関わらず著しい劣化事象がある施設	9 (令和2年度)	2 (令和7年度)
2	既存住宅の耐震化率	%	都市整備課資料	90.8 (令和2年度)	95.0 (令和7年度)
3	危険度総合評価が A ランク・B ランクの空き家数	件	環境対策課資料	ランク A: 2 ランク B: 11 (平成 28 年度)	ランク A: 0 ランク B: 5 (令和7年度)
4	空き家所有者に対する啓発回数	回	環境対策課資料	2 (令和2年度)	3 (令和7年度)
5	老朽化住宅及び空き家の危険性の周知回数	回	環境対策課資料	1 (令和2年度)	3 (令和7年度)
6	災害時相互応援協定の締結団体との訓練実施率	%	安全安心課資料	7 (令和2年度)	50 (令和7年度)
7	雨水貯留施設の整備進捗率	%	馬見川、古寺川、広瀬川における調整池の整備率	0 (令和2年度)	100 (令和7年度)
8	水道配水管の耐震化率	%	耐震化した配水管延長 ÷ 町全体の配水管延長 × 100	3.9 (令和2年度)	5.2 (令和7年度)
9	下水道管渠の老朽化率	%	法定耐用年数を超えた管渠延長 ÷ 町全体の管渠延長 × 100	0 (令和元年度)	0 (令和7年度)
10	消防団員の定員充足率	%	実際の団員数 ÷ 条例定数 130 人 × 100	88.5 (令和2年度)	100.0 (令和7年度)
11	防災倉庫の設置件数	件	安全安心課資料	40 (令和2年度)	42 (令和7年度)
12	備蓄庫整備率(避難所)	%	安全安心課資料	56.0 (令和3年3月31日現在)	100.0 (令和7年度)

13	町の補助により設置された感震ブレイカーの件数	件	安全安心課資料	111 (令和2年度)	250 (令和7年度)
14	避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の登載者のうち、個別支援計画書の完成割合	%	安全安心課資料	43.8 (令和2年度)	100.0 (令和7年度)
15	防災訓練への参加者数	人	安全安心課資料	約 800 (令和元年度)	1,500 (令和7年度)
16	広陵町防災士ネットワーク会員数	人	安全安心課資料	163 (令和2年度)	200 (令和7年度)
17	自助・共助の必要性に関する普及啓発の回数	回	安全安心課資料	1 (令和2年度)	10 (令和7年度)

<具体的な取組>

対応指標	具体的な取組
1	◆老朽化した公共施設の改修
2	◆旧耐震基準 ⁴ により建築された既存住宅の所有者に対する耐震化の必要性及び行政の取組み説明による耐震化の促進
4	◆危険空き家等の所有者に対する啓発
5	◆空き家等の所有者及び住宅居住者全般に対し、空き家問題全般や所有者の責務等に関する普及啓発・情報提供の充実化
6	◆応急復旧に必要な資機材の不足等を迅速に補えるよう、災害時相互応援協定の締結先と訓練等を実施します。
7	◆県や周辺自治体等との連携・協力のもと、治水・排水体制の充実を図る。
8、9	◆上水道や下水道等のライフラインの耐震性能の向上
10	◆消防水利施設の適切な維持管理や消防団員の確保等により、常備消防力の維持・確保
11	◆防災倉庫の設置の推進
12	◆食料・飲料水や衛生用品等の緊急物資の計画的な備蓄を推進
13	◆感震ブレイカーの設置補助の実施
14	◆災害時の「避難行動要支援者 ⁵ （災害時要援護者）」に対する適切な支援実施に向けた関係者との協力体制を構築
15、16	◆地域の防災力の効果的・効率的な向上に向けた住民の防災訓練への参加促進、自主防災組織への支援の充実、防災リーダーの育成等の実施
17	◆災害時に余裕をもって安全に避難するためのマイタイムライン ⁶ や自助・共助の必要性の普及啓発の推進

⁴ 昭和 56（1981）年 5 月以前の構造基準のことで、この基準で建築された建物は、震度 5 強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷しないが、それを超える大規模地震に対する安全性を検討する必要があるとされている。

⁵ 高齢者や障害者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方を「避難行動要支援者（災害時要援護者）」と呼ぶ。

⁶ 災害の発生に備え、自身や家族のあるべき行動について、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を時系列に整理した個人の防災行動計画のこと。

(2) 犯罪抑止環境の強化

町に住む誰もが犯罪の加害者にも被害者にもならず、安全安心に生活を送れるよう、ハード面とソフト面から犯罪抑止環境の強化を進めるとともに、子どもが安全安心に生活できるよう、日常の通学や移動時の安全性を確保します。

<重要業績評価指標>

	指標の名称	単位	指標の説明・出典元	基準値 (対象年)	目標値 (対象年)
1	人身交通事故の発生状況	人	奈良県警察本部 HP	死亡2 負傷 90 (令和2年)	死亡0 負傷 70 (令和7年)
2	特殊詐欺の被害件数と被害額	件 千円	奈良県警察本部 HP	件数:1 被害額: 約 160 (令和2年)	0 (令和7年度)
3	町の補助により設置された防犯カメラの台数(累計)	台	町及び区・自治会設置補助件数	41 (令和3年3月 31日現在)	60 (令和7年度)
4	特殊詐欺に関する啓発活動の件数	回	安全安心課資料	6 (令和元年度)	6 (令和7年度)
5	地域見守りボランティア登録者数	人	安全安心課資料	49 (令和2年度)	60 (令和7年度)
6	子ども 110 番の家設置数	戸	安全安心課資料	526 (令和2年度)	600 (令和7年度)
7	交通安全教室の実施件数	件	安全安心課資料	52 (令和元年度)	55 (令和7年度)
8	空き家等の解体・除却に係る補助金の支給件数(累計)	件	環境対策課資料	4 (令和2年度)	9 (令和7年度)
9	空き家の活用等に関する普及啓発回数	回	企画政策課資料	0 (令和2年度)	3 (令和7年度)
10	空き家コンシェルジュの利用者数	人	環境対策課資料	34 (令和2年度)	40 (令和7年度)

<具体的な取組>

対応指標	具体的な取組
2、4	◆警察や各種関係団体と連携しながら、高齢者が特殊詐欺の被害に遭わないための注意喚起・普及啓発の強化
3	◆地域との連携・協働により、防犯灯や防犯カメラの設置補助
5	◆各種啓発活動による住民一人ひとりの防犯意識の向上促進及び、地域主体の防犯活動を促進するため、地域見守りボランティア等との連携強化
—	◆子どもや高齢者の位置情報の把握による見守りなどの ICT を利活用した犯罪の抑止・予防対策の検討
6	◆子ども 110 番の家の設置事業の推進
7	◆交通安全マナーの向上・交通安全教室の実施

—	◆通学路等における子どもの見守り体制の構築
8、9	◆空き家等の解体・除却に対する支援の充実や、賃貸や売却に際して活用できる制度・サービスの周知促進
—	◆危険な空き家の発生を未然防止するための空き家利活用の検討
—	◆自治会、NPO、関連団体、業界団体、大学等との連携・協働による空き家等の見守り、管理体制構築の推進